

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
パナソニック環境エンジニアリング(株) 大臣-第10668号	小野 勝	大阪府吹田市垂水町町 町 3-28-33	令和 7年 2月15日から 令和 7年 4月14日まで (2か月)
パナソニックEWエンジニアリング(株) 大臣-第14280号	藤井 和夫	大阪府大阪市中央区城 見 2-1-61	令和 7年 2月15日から 令和 7年 4月14日まで (2か月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

パナソニック環境エンジニアリング(株)及びパナソニックEWエンジニアリング(株)は、建設業者は施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。

当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。

このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当することから、国土交通省近畿地方整備局より22日間の営業停止命令がなされた。

4. 指名停止措置理由等

同社らが建設業法違反による営業停止命令を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2 第8号に該当する。

なお、指名停止措置期間は2か月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 8 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)	1ヵ月以上9ヵ月以内